

北本市都市計画マスタープラン
パブリック・コメント手続意見結果概要

1. 提出件数

期間

○令和7年11月27日（木）～12月26日

周知

- 11月広報
- 市ホームページ
- ライン配信

件数等

- 提出件数 18件
- 提出者数 4名
- 提出方法 持参1件、回答フォーム2件、FAX1件

意見による計画修正件数

- 7件

2. 変更箇所について

No.9 P32 4-1土地利用方針(1)住宅地域

【旧】

高齢化の進行や商店の減少等社会情勢の変化に伴い、日常生活に必要な物品の買い物が困難となる「買い物弱者」が増加することに対しては、第一種低層住居専用地域の主要な生活道路の沿道等において、徒歩圏に店舗等の立地を可能とするため、主要な道路沿線の用途地域の見直しについて検討します。



表記統一

【新】

高齢化の**進展**や商店の減少等社会情勢の変化に伴い、日常生活に必要な物品の買い物が困難となる「買い物弱者」が増加することに対しては、第一種低層住居専用地域の主要な生活道路の沿道等において、徒歩圏に店舗等の立地を可能とするため、主要な道路沿線の用途地域の見直しについて検討します。

2. 変更箇所について

No.10 P39 4-2 安全・安心まちづくりの方針（1）防災まちづくりの整備方針

【旧】

①防災拠点、緊急輸送道路、避難路の確保

●緊急輸送道路、避難路の整備

「市指定の緊急輸送道路」

- ・市道25号線、市道6292号線、市道6299号線、市道6300号線、市道6313号線、市道6327号線、市道6360号線、市道4161号線

箇所明示

【新】

●緊急輸送道路、避難路の整備

コミュニティと防災拠点をつなぐ緊急輸送道路や避難路は、骨格的な都市計画道路を中心として、緊急物資の輸送や住民等の避難、火災の焼止まり線としての役割を担います。

「県指定の緊急輸送道路」

- ・第一次特定緊急輸送道路…国道17号、上尾道路、圏央道
- ・第二次緊急輸送道路…上尾道路、東松山桶川線、さいたま鴻巣線、鴻巣桶川さいたま線、下石戸上菖蒲線

「市指定の緊急輸送道路」(※P43 防災まちづくり方針図参照)

- ・市道25号線、市道6292号線、市道6299号線、市道6300号線、市道6313号線、市道6327号線、市道6360号線、市道4161号線

路線の場所が分からない（意見）



凡 例	
	防災拠点
	緊急輸送道路（県・市指定）

2. 変更箇所について

No.1 4 P 5 9 4-6 環境共生の都市づくりの方針（2）下水道整備の方針

【旧】 本市の公共下水道事業は、荒川左岸北部流域関連公共下水道として、昭和47年に都市計画決定したもので、引き続き市街化区域について事業を進めていきます。また、市街化調整区域については、現在、単独処理浄化槽、合併処理浄化槽、し尿収集により対応しています。快適で衛生的な生活環境を確保するとともに、河川や水路の水質向上等の環境の保全を図るために、し尿と雑排水を処理する合併処理浄化槽の設置促進に努めます。

下水道について、新設しか記載されていない（意見）



維持管理の方針を記載

【新】 本市の公共下水道事業は、荒川左岸北部流域関連公共下水道として、昭和47年に都市計画決定したもので、引き続き市街化区域について事業を進めていきます。**なお、既存の下水道施設については、リスク評価等を踏まえ、点検・調査及び対策の優先順位付けを行うとともに、下水道の機能の確保のために適正な管理を行っていきます。**また、市街化調整区域については、現在、単独処理浄化槽、合併処理浄化槽、し尿収集により対応しています。快適で衛生的な生活環境を確保するとともに、河川や水路の水質向上等の環境の保全を図るために、し尿と雑排水を処理する合併処理浄化槽の設置促進に努めます。

2. 変更箇所について

No.15 P64 4-8インターチェンジ周辺地域の整備方針
(2) 桶川加納インターチェンジ周辺地域の整備方針
P71 5-2地域別構想(1) 中丸地域

【旧】

(2) 桶川加納インターチェンジ周辺地域の整備方針

① 土地利用方針

桶川加納インターチェンジ周辺地域は、本市の発展や地域活性化に向け、先導的役割を担う地域であり、周辺の田園環境と調和した地域の発展及び活性化に寄与する核となる産業施設を誘導します。

国道17号沿道には、地域のにぎわいと活気をもたらす沿道サービス施設の立地や地域住民の買い回りに対応できる店舗等の立地を誘導します。

近年、中丸9丁目地区には大規模工場が、中丸8丁目地区には商業施設が進出し、地域の活性化に資するまちづくりが進められており、今後も、地元意向を尊重しながら地域のまちづくりを推進します。|



大規模工場（中丸9丁目地区）

○その他

・商業施設や大規模工場が進出した中丸8丁目、9丁目地区では、今後も、地元意向を尊重しながら地区のまちづくりを推進します。



他の地域においても地元意向を尊重しながらまちづくりは進めるものではないのか（意見）

2. 変更箇所について

- 【新】 ○都市計画マスタープランの策定手続き
市民説明会、パブリック・コメント手続、都市計画審議会の開催
- 各都市計画を決定
計画案の縦覧、説明公聴会の開催
- ➡他の地域についてもまちづくりを進める上では市民参画手続きを行い住民の意見を尊重しまちづくりを進めており、中丸地域のみ強調するのはおかしい



「住民意向を尊重しながら」を削除

2. 変更箇所について

No.16 P87 5-2 地域別構想(5) 南部地域

【旧】

④地域整備の方向性

●土地利用

○その他

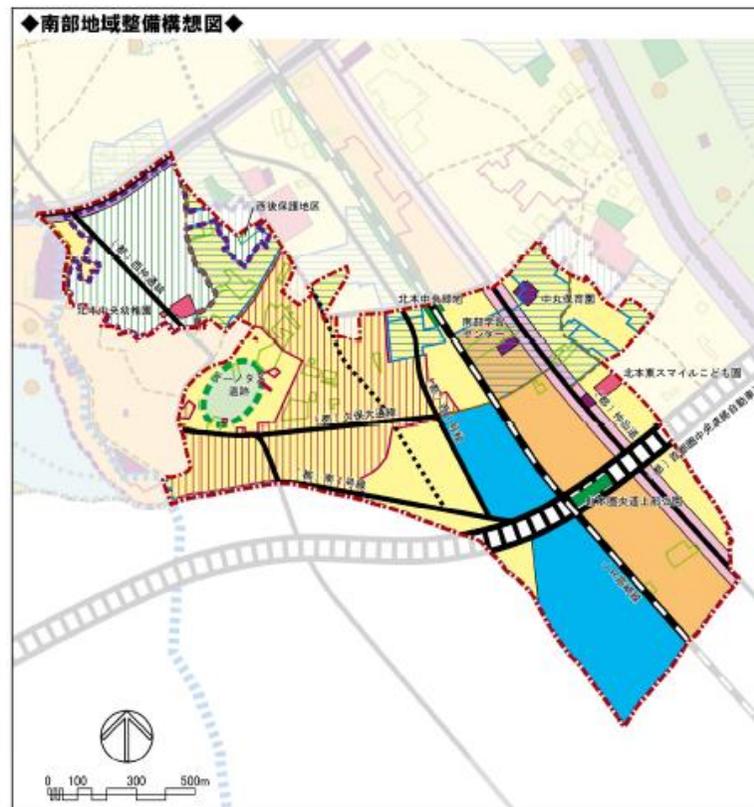
下石戸1丁目、緑3丁目の市街化調整区域では、現況の土地利用を考慮し、幹線道路沿道については、(都)西仲通線の整備に合わせ産業用地として沿道利用を進めます。沿道以外については、住宅地の居住環境を活かしつつ、計画的な土地利用を推進していきます。



平地林の維持・保全に関する内容を追記すべき(意見)

【新】

下石戸1丁目、緑3丁目の市街化調整区域では、現況の土地利用を考慮し、幹線道路沿道については、(都)西仲通線の整備に合わせ産業用地として沿道利用を進めます。沿道以外については、住宅地の居住環境を活かしつつ、計画的な土地利用を推進していきます。**地区内に現存する平地林は、地区の歴史と環境を伝える自然資源であり、必要に応じて維持、保全を推進します。**



2. 変更箇所について

No.17 P87 5-2地域別構想(5)南部地域

【旧】

④地域整備の方向性

●土地利用

○住宅地

JR高崎線と圏央道が交差する地域において、土地区画整理事業等の基盤整備を進め、隣接する公園・緑地空間と一体となった特色ある居住環境空間を形成します。

久保地区は、施行中の土地区画整理事業により、中高層や低層住宅地等の計画的な住宅地形成を目指します。また、敷地細分化の防止やまちなみの調和等により、良好な住環境を形成していきます。

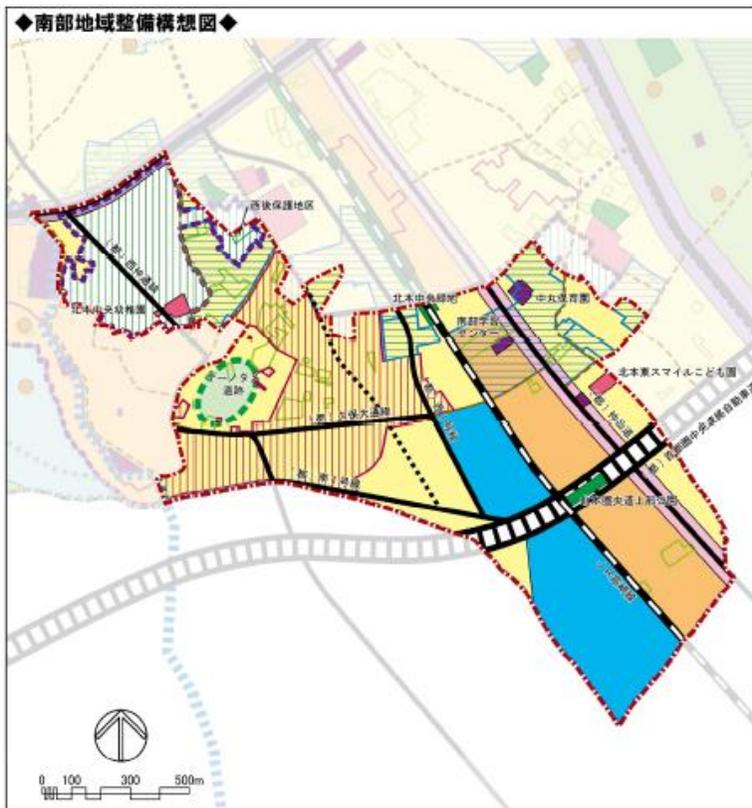


JR高崎線と圏央道が交差する地域 ≠ 久保地区 (意見)

【新】

JR高崎線と圏央道が交差する地域において、公園・緑地空間と一体となった特色ある居住環境空間を形成します。

久保地区は、施行中の土地区画整理事業により、中高層や低層住宅地等の計画的な住宅地形成を目指します。また、敷地細分化の防止やまちなみの調和等により、良好な住環境を形成していきます。



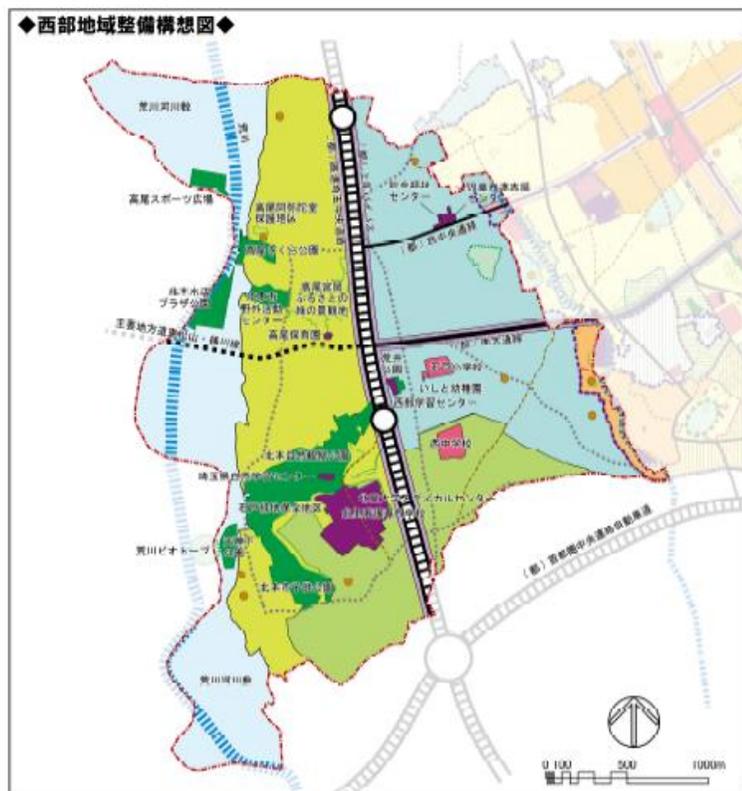
2. 変更箇所について

No.18 P95 5-2地域別構想(7)西部地域

【旧】 ④ 地域整備の方向性

● 土地利用

- ・(都)上尾バイパス沿道は、現在の緑豊かな自然・歴史環境に配慮し、市の地域活性化に資する道の駅等の物販施設や観光施設等を誘導します。



○道の駅等の物販施設や観光施設等を誘導するとあるが、上尾BP沿道には産業施設を誘導しないのか(意見)

○桶川・鴻巣に道の駅ができ北本市でも必要なのか(意見)

2. 変更箇所について

- 【新】○上尾道路沿線については、優良な地域特性を生かした開発やまちづくりに取り組むこととしている（まちづくりの方針）
- 産業施設についても誘導対象
- 道の駅については、例示として記載していたが産業施設について改めて追記するため、併せて見直し
- P 3 4にも同様の記載があるため、記述を変更



(都)上尾バイパス沿道は、現在の緑豊かな自然・歴史環境に配慮し、市の地域活性化に資する物販施設や観光施設等の沿道サービス施設や流通業務施設等の産業業務施設等を誘導します。(P 9 5)

(都)西部地域の上尾道路沿道については、沿道サービス機能や新たな産業立地の需要が高まると想定されるため、豊かな自然・歴史環境に配慮し、市の地域活性化に資する物販施設や観光施設等の沿道サービス施設や流通業務施設等の産業業務施設等を誘導していきます。(P 3 4)